

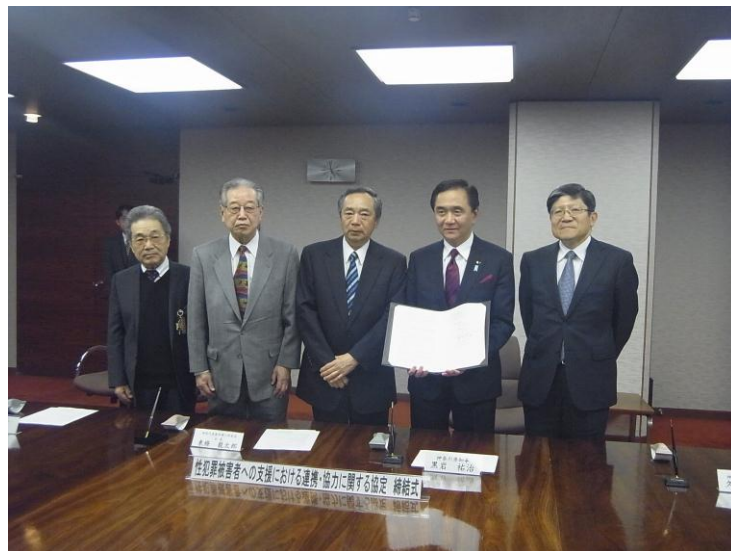
神奈川県産婦人科医会と性犯罪被害者を支援するための協定を締結

平成24年2月1日、かながわ犯罪被害者サポートステーションに常駐の三者（神奈川県・神奈川県警察・神奈川被害者支援センター）と県産婦人科医会が、性犯罪被害者を連携して支援するための協定を結びました。

産婦人科を受診した被害者にサポートステーションの情報を提供することにより、精神的なケアを素早く受けてもらえるようにするためのものです。また、ご本人の了解があれば医療機関から支援センターに被害者の情報を提供していただくことも可能になります。

現時点では、県内65の医療機関が協力を了承してくれています。

さらに、この締結により、被害を誰にも言い出せない性被害者の方にも支援の手が届けばと考えております。



2月1日の締結式